

社会福祉法人 銀嶺 役員等に対する費用弁償等の支給に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人銀嶺（以下「法人」という）の定款の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員等とは、理事、監事、評議員をいう。
- （2）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- （3）費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等は無報酬とする。

（費用弁償の支給）

第4条 法人は、役員等がその職務の執行に当たり負担することとなる費用を弁償するため、費用弁償を支給する。

（職務の種類）

第5条 費用弁償を支給する職務は、次のとおりとする。

- （1）理事会及び評議員会への出席
- （2）監事による監査
- （3）行政機関による監査への立会い
- （4）役員等の各種研修会への参加
- （5）その他理事長が必要と認めた職務

（費用弁償額）

第6条 前条各号に規定する職務に係る費用弁償額は、次のとおりとする。

- （1）前条（1）から（3）に規定する職務については、当該職務1回につき5,000円を支給する。
- （2）前条（4）から（5）に規定する職務については、職員等旅費規程を準用し、費用弁償として支給する。

(支給方法)

第7条 費用弁償は、職務の執行の都度、現金で支給する。

2 役員等から費用弁償の受け取り辞退の申し出を受けた場合は、支払わないものとする。

3 役員等が同一日に開催される理事会及び評議員会に出席する場合は、職務は1回とみなす。

(適用除外)

第8条 法人の職員である理事については、第5条(1)から(3)の職務に係る費用弁償は支給しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

この規程は、令和6年7月1日から改正適用する。